



## 1. Press Releases/Topics

## 「SDGs 経営高度化セミナー ～サステナブルファイナンスのすすめ～」開催のお知らせ

当行は、2022年6月28日(火)に、「SDGs 経営高度化セミナー ～サステナブルファイナンスのすすめ～」を以下のとおり開催いたします。

SDGs 経営とサステナブルファイナンスをテーマに、SDGs 経営の実践に関心のある事業者さまを対象としておりますので、ぜひご参加ください。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

### SDGs 経営高度化セミナー ～サステナブルファイナンスのすすめ～

開催日時	2022年6月28日(火) 13:00～14:00
開催方式	ZoomによるWEB開催
定員	50社
募集対象企業	SDGs 経営に関心のある事業者さま
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①SDGs 経営に取り組む意義</li> <li>②サステナブルファイナンスの概要</li> <li>③サステナブルファイナンス取組時のポイント</li> <li>④事例紹介</li> <li>⑤「じゅうろく SDGs・ESG ファイナンス」等の紹介</li> </ul>
講師	株式会社格付投資情報センター担当者 当行担当者
主催 / 共催	当行 / 株式会社格付投資情報センター
申込期限	2022年6月24日(金)
参加費	無料
申込方法	十六銀行ホームページ「申込フォーム」より URL: <a href="https://www.juroku.co.jp/juroku/form/?secp=lo1%3D">https://www.juroku.co.jp/juroku/form/?secp=lo1%3D</a>
お問い合わせ先	十六銀行 ソリューション営業部 ファイナンスグループ TEL:058-266-2672

## 当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」7月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談と Zoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

### (1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分	7月5日(火) 13:45~15:05
	7月12日(火) 13:45~15:05
	7月19日(火) 13:45~15:05
	7月26日(火) 13:45~15:05
山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分	7月5日(火) 13:30~15:00
	7月12日(火) 13:30~15:00
	7月19日(火) 13:30~15:00
	7月26日(火) 13:30~15:00

### (2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
7月6日(水)	13:00~16:00
7月7日(木)	13:00~16:00
7月13日(水)	13:00~15:30
7月14日(木)	13:00~16:00
7月20日(水)	13:00~15:30
7月21日(木)	13:00~16:00

## 2. 公的機関情報

### 【第6回公募】中小企業等事業再構築促進事業「事業再構築補助金」

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得手続(2~3週間を要します)を実施下さい。

補助上限額 補助率	申請類型	補助上限額(※1)	補助率
	最低貸金枠		
	<b>回復・再生応援枠【新設】</b> 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、 1000万円 1,500万円(※2)	中小 3/4 中堅 2/3
	通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円 (※2)	中小 2/3 中堅 1/2 (※3)
	大規模貸金引上枠	1億円	
	<b>グリーン成長枠【新設】</b> 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる  
(※3) 6,000万円超は1/2(中小)、4,000万円超は1/3(中堅)

公募期間	令和4年6月30日(木)18:00まで(厳守)
詳細	事業再構築補助金専用ホームページ: <a href="https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/">https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/</a>

## デジタルツールを活用した海外需要拡大費補助金(デジタルツール活用型)

優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境EC(電子商取引)を積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等の取り組みを行う場合に、その経費の一部が補助されます。

補助対象者	海外展開を目指す中小企業者等
補助金額	500万円以内(下限200万円)
補助率	2/3
補助事業期間	交付決定日～令和5年1月末日まで
公募期限	令和4年6月30日(木)15時
詳細	中小企業庁ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2022/220517digital-tool.html">https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2022/220517digital-tool.html</a> 特設ページ <a href="https://digital-tool.jp/">https://digital-tool.jp/</a>

## 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、廃業・再チャレンジを行うとする中小企業者等を後押しするため、補助金による支援が実施されます。

概要	<b>【経営革新事業】</b> 事業承継やM&Aを契機とした経営革新等への挑戦に要する費用を補助 <b>【専門家活用事業】</b> M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助 <b>【廃業・再チャレンジ事業】</b> 再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助
補助率	2/3 【経営革新事業】は補助額の内、400万円超～600万円の部分の補助率は1/2
補助上限	【経営革新事業】600万円以内 【専門家活用事業】600万円 【廃業・再チャレンジ事業】150万円
公募期限	【経営革新事業】令和4年6月20日(月) 【専門家活用事業】【廃業・再チャレンジ事業】7月中旬以降2次公募予定
詳細	中小企業庁ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2022/220331shoukei.html">https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2022/220331shoukei.html</a> 専用サイト <a href="https://jsh.go.jp/r3h/">https://jsh.go.jp/r3h/</a>

## IT導入補助金 2022

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する補助金です。インボイス制度への対応も見据えた IT ツールの導入補助に加え、PC 等のハード購入補助等を行います。

補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)は左記に加えハードウェア購入費等 ※専用サイトにて公開予定の IT ツールが補助金の対象。 (一部のハードウェアを除く)				
種類	A 類型	B 類型	デジタル化基盤導入類型		
補助対象経費区分	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大1年分補助) ・導入関連費等	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分補助) ・導入関連費等	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分補助) ・導入関連費等	・ハードウェア購入費 ①PC・タブレット プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器 ②レジ・券売機等	
補助率	1/2 以内		3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内
補助金額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	5万円～ 50万円以下	50万円超～ 350万円	①上限10万円 ②上限20万円
公募期限	【A・B 類型】 3次:令和4年7月11日(月)17:00(予定) 【デジタル化基盤導入類型】 第5次:令和4年6月27日(月)17:00(予定)				
詳細	IT 導入補助金専用ホームページ <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a>				

### 【令和4年8月申請受付開始予定「セキュリティ対策推進枠」】

補助額	5万～100万円
補助率	1/2 以内
機能要件	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補助対象	サービス利用料(最大2年分)
詳細	IT 導入補助金専用ホームページ <a href="https://www.it-hojo.jp/security/">https://www.it-hojo.jp/security/</a>

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等価格低減促進事業（補助金）

本事業は、民間企業等による、屋根等を活用した自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援するものです。これにより、太陽光発電設備や蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備と蓄電池を導入した方が需要家にとって経済的となる状態のこと。）の達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指します。

補助対象設備	・太陽光発電設備 ・定置用蓄電池（業務・産業用） ・定置用蓄電池（家庭用）・車載型蓄電池 ・充放電設備
上限額	1.5 億円 ※詳細は公募要領をご確認ください
実施機関	環境省、環境イノベーション情報機構
公募期間	【三次公募】2022 年 6 月 20（月）～2022 年 7 月 29 日（金）正午まで
詳細	環境省ホームページ <a href="https://www.env.go.jp/press/110821.html">https://www.env.go.jp/press/110821.html</a>

## 2022 年度あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金（一般枠）

地域資源を活用した中小企業者等の皆様が行う新製品・新商品の開発や販路拡大、これらにつながる人材育成に必要な費用が助成されます。

助成対象分野	愛知県内の地域資源を活用した新事業展開のために行う事業 ※主要地場産業（繊維・窯業・食品・家具・伝統工芸品）を除く	
助成対象事業	①新製品（商品）開発 ②販路拡大 ③人材育成（①②につながるもの）	①新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する新製品（商品）開発 ②販路拡大（①につながるもの） ③人材育成（①につながるもの）
対象事業者	中小企業者、小規模企業者、中小企業者グループ、中小企業者団体	
助成限度額 助成率	助成限度額： 50 万円以上 300 万円以内 助成率：1/2 以内	助成限度額： 50 万円以上 300 万円以内 助成率：2/3 以内
助成期間	交付決定日（10 月）以降、1 年以内	
受付期間	・事前確認期間：2022 年 6 月 13 日（月）から 2022 年 7 月 15 日（金） ・本申請受付期間：2022 年 6 月 20 日（月）から 2022 年 7 月 22 日（金） ※本申請前には必ず事務局員による事前確認が必要です。	
助成対象経費	事業費、試作・開発費 ※詳細は公募要領で必ずご確認ください。	
詳細	（公財）あいち産業振興機構ホームページ <a href="https://www.aibsc.jp/">https://www.aibsc.jp/</a>	

## 令和4年度岐阜県スタートアップ企業支援補助金

岐阜県内で新たに創業する方や創業後5年未満の県内中小企業者に対して、創業等事業化に当たり必要となる経費の一部が補助されます。

補助対象者	<ol style="list-style-type: none"><li>1.事業歴が次の要件を全て満たすもの<ul style="list-style-type: none"><li>■令和4年12月31日までに、岐阜県内で新たに創業する方</li><li>■令和4年5月20日時点で、創業後5年未満の岐阜県内中小企業者</li></ul></li><li>2.産業競争力強化法に基づく認定連携創業支援等事業者、又は以下のいずれかに該当するビジネスプランコンテスト等の実施団体から推薦を受けた者であること<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体が主催又は共催するビジネスプランコンテスト等</li><li>・民間事業者が実施するビジネスプランコンテスト等</li></ul></li></ol>
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1.岐阜県内での開業に係る事業</li><li>2.岐阜県内での事業所の開設に係る事業</li><li>3.新たな商品の開発・生産若しくは販売、商品の新たな生産若しくは販売の方式の開発若しくは導入又は商品の販売の促進を目的とする事業</li><li>4.新たなサービスの開発若しくは提供、サービスの新たな提供の方式の開発若しくは導入又はサービスの提供の促進を目的とする事業</li><li>5.組織運営や生産方法、業務方法等の改善による効率の向上を目的とする事業</li><li>6.設備、技術、個人の有する知識や技能等の事業活動に活用される経営資源の強化を目的とする事業</li></ol>
補助対象経費	店舗等借入費、設備費、知的財産権等関連経費、謝金、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費
補助対象期間	交付決定日(令和7年下旬)～12月31日
補助率 補助上限	補助率:2/3以内、補助限度額:200万円
応募期限	令和4年6月30日(木)【当日消印有効】
詳細	(公財)岐阜県産業経済振興センター ホームページ: <a href="https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022052001/index.asp">https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022052001/index.asp</a>

## 令和 4年度 ヘルスケア製品の地産地消導入支援助成金

岐阜県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もない「ヘルスケア製品」を、既存製品等に対する競争優位性の構築と、市場の獲得を支援するため、県内病院、県内福祉施設又は県民に、モニター価格で販売するために要する経費の一部が助成されます。

対 象 者	岐阜県内中小企業者、及びヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者等。 ※「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限る。
助 成 対 象 事 業	県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もないヘルスケア製品を県内病院、県内福祉施設又は県民にモニター価格で販売を行う事業
助 成 率 助 成 限 度 額	助成対象経費の 2/3 以内 上限:200 万円
募 集 期 限	令和 4 年 7 月 7 日 (木) 17:00 必着
詳 細	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ <a href="https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022050903/index.asp">https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022050903/index.asp</a>

## あいちスタートアップ創業支援事業費補助金(起業支援金)

愛知県内で起業、事業承継又は第二創業する方に対し、スタートアップの創出を促進するため、起業、事業承継又は第二創業に要する経費の一部が支援されます。

補 助 対 象 事 業	愛知県内において、IT や新しい技術等の活用により地域課題の解決を目指し、かつ、新市場の開拓や高成長を目指して実施する事業
補 助 対 象 者	ア. 新たに起業する場合 2022 年 4 月 1 日以降、補助対象期間の末日(2023 年 1 月 31 日)までに、愛知県内で個人事業の開業届出を行う者、又は株式会社等の設立を行い、その代表者となる者 イ. 事業承継又は第二創業する場合 2022 年 4 月 1 日以降、補助対象期間の末日(2023 年 1 月 31 日)までに、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継又は第二創業により実施する、愛知県内で開業の届出を行った個人事業主又は県内で設立の登記を行った株式会社等の代表者となる者
上 限 額 補 助 率	200 万円(下限:25 万円) 補助対象経費の 1/2 以内
募 集 期 限	2022 年 6 月 30 日(木)午後 5 時必着
詳 細	愛知県ホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/press-release/startup-hojyo2022-2.html">https://www.pref.aichi.jp/press-release/startup-hojyo2022-2.html</a>



## 【You Tube アーカイブ配信】

### 【ONLINE イベント NOBU Ucapi vol.13】

#### 岐阜シェアオフィスからはじめる地域イノベーション

開催方法	YouTube アーカイブ配信
主催	NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社
費用	無料
内容	<p>岐阜県美濃市において町ごとシェアオフィスを展開する「WASHITA MINO」のコミュニティマネージャー 橋元 麻美 氏をお迎えし、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ コワーキングスペースの紹介</li><li>▶ 岐阜のシェアオフィス、こう活用せよ！</li><li>▶ なぜ岐阜でコミュニティを作るのか？</li><li>▶ 今後の展開 地域との連携</li></ul> <p>についてお届けします。 ※一部内容が変更となる場合があります。</p>
登壇者	 <p>みのシェアリング株式会社 コミュニティマネージャー 橋元 麻美 氏</p> <p>NOBUNAGAキャピタルビレッジ コミュニティ推進部 岩木 遥香</p>
視聴方法	<p>以下の QR コードよりご視聴いただけます。(無料)</p>  <p>URL : <a href="https://youtu.be/2VVvLbdyKXw">https://youtu.be/2VVvLbdyKXw</a></p>
お問い合わせ先	NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社 担当:唐木 058-264-5516

**【オンライン開催】**

**第1回次世代自動車オンラインセミナー**  
**「世界で進む自動車部品産業の構造変動」**

日 時	令和4年6月23日(木)14:00~15:30
主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
協 力	岐阜県中小企業団体中央会
参 加 費	無料
開 催 方 法	オンラインセミナー(ライブ配信) ※ オンライン会議アプリ「Zoom」ウェビナー機能を利用して開催
対 象	岐阜県内に本社または事業所をおく中小企業(製造業)
定 員	50名(先着順)
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車部品産業の21世紀海外・国内生産構造変化</li><li>・2016年以降、海外自動車部品メーカーの再編成</li><li>・日産系・ホンダ系の衝撃的再編とその結果</li><li>・前代未聞のトヨタ系サプライヤー再編成</li><li>・技術革新の裏面で進む中小サプライヤーの困難</li><li>・一直線ではない脱炭素・EV化、しかし進む電動化</li><li>・質疑応答</li></ul>
講 師	関東学院大学名誉教授 自動車門団研究会会員 自動車サプライヤー研究会主宰 清 响一郎(せい しょういちろう)氏
申 込 締 切	令和4年6月17日(金)17:00
詳 細	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ <a href="https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022052301/index.asp">https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022052301/index.asp</a>

### 3. 経営教室

#### 国際税務教室

#### 所得税法上の為替差損益の取り扱い

20年ぶりのドル高・円安となるなど、円が記録的な安値をつけている現在。所有する外貨を円転する取引も散見されます。その場合、税務上の取り扱いに注意が必要です。

所得税法上、居住者が外貨建取引を行った場合には、取引時の外国為替の売買相場により換算した金額により所得の金額を計算する(※1)とされていることから、円転時の額と外貨の購入額との差額は所得(※2)として認識する必要があります。したがって、例えば、銀行の外貨預金を解約し、円で払出を行った場合は、所得税法上、為替差損益を認識する必要があります。

他方、外貨預金を解約し、同一の通貨で再度預入れる場合にも、為替差損益を認識する必要があるのでしょうか。法令によれば、同一の金融機関に、同一の外国通貨で、継続して預入れる場合には、(収入が実現していないことを理由として)外貨建取引に該当しないと例示されています(※3)。したがって、同一の外国通貨で、別の金融機関の預金に預入を行っている場合においても、収入が実現していないことから、為替差損益を認識する必要はありません(※4)。

これに対して、外貨預金を解約し、同一通貨建ての投資信託を購入するなど、通貨は同一であったとしても新たな資産への投資を行った場合や、別の通貨建ての外貨預金に預入するなどした場合には、収入が実現したものと認識され、それら取引は外貨建取引に該当することから、為替差損益を認識することが必要となります。

(※1) 所法 57 条の 3 第 1 項 (※2) 為替差損益の所得分類は雑所得という考え方のほか、譲渡所得という見解もあります。

(※3) 所令 167 条の 6 第 2 項 (※4) 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/39.htm>

#### 国内税務教室

#### 詐欺による収益って課税されるの？

山口県阿武町が新型コロナ対策の給付金を誤って 20 代男性に 4,630 万円振り込んだ問題で、男性は電子計算機使用詐欺容疑で逮捕されましたが、税金の観点からも、この問題は注目されています。

それは、所得税基本通達 36-1 において「・・・その収入の起因となった行為が適法であるかどうかを問わない。」とされており、犯罪により得た収入についても課税される(※)ことが明記されているからです。

通常、犯罪により収益を得たとしても、まじめに確定申告をすることなど考えられませんが、今回の場合、全国ニュースで報道されているため、課税庁により課税される可能性があります。

その場合、この収益は「一時所得」に該当するため、課税の対象となる金額は、(総収入金額 4,630 万円－収入を得るために支出した金額 0 円－特別控除額 50 万円)×1/2=2,290 万円となり、ほかに収入が無く、所得控除も無いとした場合、所得税額は(2,290 万円－基礎控除 48 万円)×40%－279.6 万円=617.2 万円、これに復興税 2.1%を加算すると約 630 万円となります。このほかに住民税も課税され、同様に約 225 万円と計算され、合わせて 855 万円納税しなければなりません。

※いったんは所得として課税されますが、求償権を行使され、その後において弁済をした場合には、所得が減少するので更正の請求ができますが、法定申告期限から 5 年を超えて弁済した場合には救済はないと考えられます。※※本稿執筆後に、第三者により約 3,500 万円が阿武町に返還されています。

(「国際税務教室・国内税務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

**編集・連絡先:**

**十六銀行**

**ソリューション営業部**

**(058-266-2664)**

**愛知営業本部**

**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。